



2019年11月5日

各 位

会 社 名 株式会社東陽テクニカ
代表者名 代表取締役社長 五味 勝
(コード：8151、東証第一部)
問合せ先 常務取締役 十時 崇蔵
(TEL. 03-3279-0771)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年11月5日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年12月19日開催予定の第67期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を第16条として新設するものです。また、条文の新設に伴い、以降の条文を1条ずつ繰り下げるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙変更案のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年12月19日
定款変更の効力発生日	2019年12月19日

以上

別紙

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 16 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 17 条～第 42 条 (現行通り)</p>